

# 第3章

## 計画の基本的考え方

## 第3章 計画の基本的考え方

### 1 基本理念

この計画は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、次の3項目を基本理念として策定します。

- (1) 社会の希望であり、未来をつくる存在である子どもたちが、明るく健やかに成長できるような環境づくり
- (2) 子どもを持ちたいと希望する人が安心して子どもを産み育てることができる社会づくり
- (3) 子どもを育てている人が、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じるような環境づくり

### 2 基本的視点

この計画は、次の8項目を基本的視点として策定します。

#### (1) 子どもの最善の利益を尊重する

子育ては男女が協力して行うべきとの視点に立ち、「児童憲章」の理念のもとに、輝く未来と無限の可能性を持つすべての子どもの幸せを第一に考え、子どもの最善の利益が実現される社会を目指す、子どものための計画とします。

#### (2) 子どもの育ちを支援する

一人一人の子どもが、かけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感をもって育まれることが可能となる環境づくりに向けた取組を進めます。

### (3) 利用者の立場に立つ

妊娠・出産期から切れ目のない支援を行っていくこと、待機児童解消のための取組、利用者に寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うことなど、常に、多様な個別のニーズに柔軟に対応できる利用者が利用しやすい子育て支援策とします。

### (4) 社会全体で子育て支援を行う

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識を前提とし、保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることができるよう、行政や企業、施設や学校、町内会などの地域社会が相互に協力しあって、「親育ち」の過程を支援していくことを含め、社会全体で子育てを支援していく施策を推進します。

### (5) 仕事と生活の調和の実現を目指す

男女が子育ての喜びを実感しながら仕事を続けられる社会をつくるため、地域の実情に応じた取組を推進します。

### (6) 地域における社会資源を効果的に活用する

地域で子育てに関する活動を行うNPOや育児サークル、あいご会、町内会をはじめとする様々な地域活動団体、事業者、民生委員・児童委員及び高齢者などと協力して、地域での子育て支援を推進します。

また、保育所、幼稚園、認定こども園、児童センターをはじめとする児童福祉施設・学校施設及び地域福祉館等の公共施設の活用を推進します。

### (7) サービスの質を向上させる

利用者が安心安全なサービスを利用できる環境を整備するために、人材の資質の向上を図るなどサービスの質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取組を進めます。

### (8) 配慮が必要な子どもと家庭を支える

すべての家庭が安心して子育てでき、すべての子どもたちが安心して明るく健やかに成長できる環境づくりを進めるため、障害のある子どもや虐待・貧困等の課題を抱える子育て家庭など、配慮が必要な子どもや家庭の支援の充実を図ります。